

南島原市建設工事一般競争入札実施要綱

平成25年8月1日

告示第101号

(目的)

第1条 この告示は、南島原市の発注する建設工事に係る入札及び契約制度の客観性及び透明性並びに競争性を高めるため、一般競争入札を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象工事 南島原市が発注する、設計金額が原則として500万円以上の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。
- (2) 競争参加資格委員会 別に定めるところにより設置した、建設工事に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。
- (3) 総合評価落札工事 第1号に規定する建設工事のうち、総合評価落札工事として市長が必要と認める工事をいう。
- (4) 総合数値 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（平成16年3月1日前に経営事項審査の申請を行ったものにあつては、総合評点をいう。）に、別に定める主観的審査事項の審査結果を加えた数値をいう。
- (5) 事前審査型入札 総合評価落札工事等の入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札決定する一般競争入札をいう。
- (6) 事後審査型入札 入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する一般競争入札をいう。
- (7) 主たる営業所 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第2条第1号に規定する許可申請書に記載された営業所をいう。

(入札参加者の資格要件)

第3条 対象工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第9条第2項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあつては、

第6条第6項に規定する届出書を適切に提出した者) とする。

- (1) 南島原市建設工事入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を適切に提出した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (3) 対象工事に対応する一般建設業の許可又は特定建設業の許可（下請負代金額の総額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる場合に限る。）を受けている者であること。
- (4) 発注工種について、第6条第1項の規定による競争参加資格確認申請又は同条第6項の規定による届出書（以下「届出書等」という。）の提出期限の日から落札決定（南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第2条に規定する契約にあつては、南島原市議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (5) 届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、市長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 届出書等の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
- (8) 他の入札参加希望者と一定の系列関係（資本的関係又は人的関係をいう。）がある者でないこと。

- (9) 総合数値又は総合評定値が一定の点数以上であること。
- (10) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (11) 工事現場に配置し、又は専任で配置(建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。)できる一定の資格を持つ技術者を有すること。
- (12) 工事成績評定点に関し、別に定める基準に該当する者でないこと。
- (13) 下請負代金等の未払に関して、別に定める基準に該当する者でないこと。
- (14) 特定建設工事共同企業体(大規模であって技術的難度の高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。以下同じ。)による入札にあつては、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体(中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。)でないこと。

2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、競争参加資格委員会が前項の規定に準じて構成員の要件その他構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。

(競争参加資格設定調書の作成等)

第4条 市長は、対象工事が見込まれるときは、競争参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、競争参加資格委員会に提出する。

(入札公告)

第5条 入札公告は、南島原市契約規則(平成18年南島原市規則第44号)の規定に基づいて行うものとする。

(競争参加資格確認申請等)

第6条 事前審査型入札の場合において競争参加資格の確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、入札公告により定められた日までに、競争参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を南島原市入札担当課へ2部提出するものとする。

2 申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 同種工事の施工実績表(様式第3号)
- (2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)

- (3) 対象工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し
 - (4) 総合評定値通知書の写し
 - (5) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの
- 3 申請者が特定建設工事共同企業体の場合にあつては、前項に掲げる書類のほか、特定建設工事共同企業体協定書の写しを添付しなければならない。
- 4 申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。
- 5 申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配布場所及び配布方法は、入札公告において明らかにするものとする。
- 6 事後審査型入札の場合において、入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）は、入札公告により定められた日までに競争参加資格確認届出書（様式第5号。以下「届出書」という。）並びに第2項第3号及び第4号並びに第3項に規定する書類を提出するものとし、その提出先及び提出部数は、第1項のとおりとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

（入札説明書の交付）

第7条 入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに必要な情報が記載された資料等を別冊として整備するものとする。

- 2 入札説明書は、入札公告後速やかに交付するものとし、申請書又は届出書の提出期限の日まで交付するものとする。
- 3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、入札公告において明らかにするものとする。
- 4 入札説明書の交付にあたっては、実費を徴収することができるものとする。この場合において、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第8条 申請者又は届出者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者又は届出者は、入札公告により定められた日までに、工事担当課に、

別に定める方法により提出しなければならない。

- 2 質問に対する回答は、入札公告により定められた日までに、別に定める方法により回答するものとする。

(競争参加資格の確認)

第9条 市長は、申請書の提出があった者について、競争参加資格確認申請書一覧表(様式第6号)を作成し、競争参加資格委員会に提出するものとする。

- 2 市長は、競争参加資格委員会において競争参加資格の有無が確認された場合は、その旨を、入札公告により定められた日までに、競争参加資格確認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第10条 競争参加資格がないと認められた者(事後審査型入札にあっては、第16条第2項の規定により不適格と認められた者)は、別に定める手続に基づき、その理由について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する求めによる審査の結果、競争参加資格があると認めた場合は、同項の説明とともに、前条第2項の規定による通知を取り消す旨及び競争参加資格がある旨の通知をするものとする。

- 3 前項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

(現場説明会)

第11条 特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。

(競争参加資格確認通知書等の提示)

第12条 入札執行者は、入札会場において、入札の執行の前に、競争参加資格確認通知書の写し又は受理された届出書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

(入札回数)

第13条 入札回数は、対象工事ごとに1回とし、次条第1項第1号の落札候補者が決定しなかった場合は、入札を取り止めるものとする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合においても、随意契約による当該工事の契約は行わない。

(開札)

第14条 入札執行者は、開札後、不調となった場合を除き、入札参加者に対し次に掲げる内容を告知するものとする。

- (1) 予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格を提示したもの（以下「落札候補者」という。）から順に第3順位までのものの入札金額及びその氏名又は名称
- (2) 予定価格及び最低制限価格
- (3) 次条第1項及び第16条に関する事項
(競争参加資格の審査)

第15条 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（様式第8号）に第6条第2項第1号、第2号及び第5号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該期限までに提出しないときは、競争参加資格がないものとみなす。

2 市長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、入札公告等に示した競争参加資格要件に基づき、その内容を原則として前項に規定する提出期限の日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に審査するものとする。ただし、類似工事における受注機会拡大の運用について（平成25年7月5日付け25南管財第401号）の対象工事（以下「類似工事」という。）として選定されている工事については、この限りでない。

3 前項の審査において、類似工事として選定されている工事で、当該工事より開札順位の早い類似工事の入札手続により落札候補者の変更が生じた場合は、既に提出された事後審査型入札に係る競争参加資格申請書の審査は行わない。

4 競争参加資格の審査に疑義が生じたときは、競争参加資格委員会に諮るものとする。
(落札決定又は競争参加資格不適格の決定)

第16条 市長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに落札者決定通知書（様式第9号）により入札参加者全員に通知するものとする。ただし、通知の方法を入札公告等で別に定めた場合は、この限りでない。

2 市長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を競争参加資格要件不適格通知書（様式第10号）

により通知する。

3 前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を落札候補者決定通知書（様式第11号）により行う。この場合においては、前条及び前2項の規定を準用する。

4 前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

（事前審査型入札の特例）

第17条 前3条の規定は、事前審査型入札には適用しない。

（契約の不締結）

第18条 落札者が、契約締結の日の前日までの間において、入札公告に定める入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、南島原市は一切の損害賠償の責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により契約を締結しない場合、当該工事を再度の一般競争入札に付するものとする。

（工事費内訳書）

第19条 対象工事の入札に参加する者は、入札公告の定めるところにより、当該工事の入札に際し、入札執行者に工事費内訳書を提出しなければならない。

2 工事費内訳書は、別に定める工事費内訳書取扱要領に基づき作成しなければならない。

（入札の無効）

第20条 申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第9条第2項の規定による通知を受けてから落札決定までの間において第3条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

2 前項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。この場合において、「申請書若しくは添付書類」とあるのは「届出書若しくは添付書類又は第15条第1項に規定する書類」と、「第9条第2項の規定による通知を受けてから落札決定」とあるのは「届出書を提出した日から落札決定」と読み替えるものとする。

（下請負人報告）

第21条 市長と工事請負契約を締結した対象工事の落札者（以下「受注者」という。）は、当該工事に関し下請負人と契約を締結したときは、直ちに、市長に対して、南島原市建設工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号）第12条の2に定める下請負人報告書を提出しなければならない。

（配置予定技術者）

第22条 受注者は、第6条第2項第2号の規定により提出した書類に記載した技術者を当該工事の現場に配置し、又は専任で配置（建設業法第26条第3項に該当する場合に限る。）するものとする。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要し、及び建設業法第26条第3項の規定により専任で配置する技術者は、受注者と申請書（事後審査型入札の場合は、第15条第1項に規定する書類）の提出期限の日を含め連続して3月以上の雇用関係にななければならない。

（入札結果一覧表等の公表）

第23条 市長は、入札（競争参加資格の有無の確認を含む。）の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表（第9条第2項の規定により競争参加資格がないと認められたものがある場合においては、同項に規定する競争参加資格確認通知書の写し又は第16条第2項の規定により競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合においては、競争参加資格要件不適合通知書（様式第10号）の写しを含む。）を作成し、これを入札担当課において閲覧に供する方法により公表しなければならない。

2 入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から1年を経過した日までとする。ただし、第18条第1項の規定により契約を締結しない場合は、同条第2項の規定による通知をした日の翌日から1年を経過した日までとする。

（落札者とされなかった者に対する理由の説明）

第24条 入札に参加した者で落札者とされなかった者は、対象工事の入札手続に関し異議があるときは、別に定める手続に基づき説明を求めることができる。

（提出期限等の特例）

第25条 競争参加資格委員会は、対象工事の緊急性が高く早期の着工を要する場合、対象工事の施工に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第6条第1項及び第6項、第8条第2項並びに第9条第2項の規定にかか

ならず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第26条 電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して処理する情報処理システムで行う入札（電子入札という。）を指定したときは、この告示に規定する入札手続のうち、南島原市電子入札実施要綱（平成29年南島原市告示第33号）において定めがある事項は、その規定に基づくものとする。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

競争参加資格設定調書

競争参加資格委員会委員									
委員長		委員							

競争参加資格委員会付議済 (年 月 日)		
--------------------------	--	--

事業区分	建設工事
------	------

1. 事業概要等

番号	第 号	担当所属	
名称		設計金額	
履行場所	南島原市	履行期間	
執行の理由			
概要			

2. 競争参加資格等設定

区 分					委員会等の判断 (適否)		
入札執行の方法			単独/ 特定JV				
日程	入札公告 (執行通知) 日	年 月 日		入札日	年 月 日		
	届出等期限日			現場説明会 等の開催日			
共同 体	代表構成員 に求めるもの						
	その他構成員 に求めるもの						
選 定 要 件	建設業の許可に関する 条件		① 大区分	中区分	小区分		
	①における総合数値		市内本社 以上 未満	市内営業所 以上 未満	市外営業所 以上 未満	県外営業所 以上 未満	
	①における年間平均 完成工事（取引）高		市内本社 以上 未満	市内営業所 以上 未満	市外営業所 以上 未満	県外営業所 以上 未満	
	A	地理的 条件	市内本社				
			市内営業所				
市外(県内)							
県外							
選 定 要 件	施工実績に関する条件						
	B	配 置 技 術 者 に 関 する 条 件	国家資格等				
			工事経験				
			その他				
			経営事項審査の審査基準日				

3. 類似工事

入札参加対象業者	
----------	--

10/24

様式第2号(その1)(第6条関係)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

南島原市長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ ㊤

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること及びこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所

様式第2号(その2) (第6条関係)

競争参加資格確認申請書

年 月 日

南島原市長 様

共同企業体の名称 _____

代表構成員の住所、
商号・名称及び
代表者名 _____ ㊟

その他の構成員の住所、
商号・名称及び
代表者名 _____ ㊟

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、当共同企業体の構成員は全て公告された資格要件を満たしていること及びこの申請書並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所

同種工事の施工実績表

企業体名 _____
 会社名 _____

同種工事の条件				
工事名称等	工事名称			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額			
	工期			
	受注形態			
工事概要				

- (注) 1 施工実績について、記載（共同企業体の場合は、各構成員ごとに記載）し、契約書の写し、工事完成確認書の写し又は発注機関の発注証明書の写しを添付すること。
- 2 施工実績が南島原市内及び市外にある場合は、南島原市内及び市外における代表的工事について各1件を記載すること。
- 3 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体の協定書の写を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

配置予定技術者等の資格及び工事経験表

企業体名 _____
会社名 _____

	職名			
	氏名			
	最終学歴			
	法令による免許			
工事 経験 の 概要	工事名所			
	発注機関名			
	施工場所			
	契約金額			
	工期			
	従事役職			
	従事期間			
	工事内容			

- (注) 1 共同企業体の場合は、各構成員ごとに別業に記載すること。
2 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。
3 当該会社と配置予定技術者が3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書面を添付すること。

様式第5号(その1)(第6条関係)

競争参加資格確認届出書

年 月 日

南島原市長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ ㊟

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて届出いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること並びにこの届出書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工 事 番 号
工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 建設業許可番号
- 5 経営事項審査の審査基準日
- 6 総合数値その他当該工事の入札公告において定める事項。
ただし、長崎県外に建設業法に規定する主たる営業所を有する者は、総合数値(総合評定値)その他当該工事の入札公告において定める事項

様式第5号(その2)(第6条関係)

競争参加資格確認届出書

年 月 日

南島原市長 様

共同企業体の名称 _____

代表構成員の住所、
商号・名称及び

代表者名 _____ 印

その他の構成員の住所、
商号・名称及び

代表者名 _____ 印

下記の工事に係る入札に参加したく、所定の書類を添えて届出いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること並びにこの届出書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 建設業許可番号
- 5 経営事項審査の審査基準日
- 6 総合数値その他当該工事の入札公告において定める事項。
ただし、長崎県外に建設業法に規定する主たる営業所を有する者は、総合数値(総合評定値)その他当該工事の入札公告において定める事項

様式第6号(第9条関係)

競争参加資格確認申請書一覧表

工事名
工事場所

委員長	委員	担当委員

競争参加資格委員会付議済	
年月日	

番号	申請企業名	代表者名	同種工事	配置予定技術者			業種許可	総合評定	
				氏名	資格	経験			

様式は発注工事に合わせて変更する。

様式第7号(その1) (第9条関係)

競争参加資格確認通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ 様

南島原市長 印

先に申請のあった下記の工事に係る競争参加資格について、確認したので通知します。

記

入札公告日			
工事番号			
工事名			
競争参加資格の有無	有		
	無		
	競争参加資格がないと認めた理由		
入札保証金		契約保証金	

なお、競争参加資格がないと通知された者及びVE提案に基づく入札が否と通知された者は、南島原市に対して競争参加資格がないと認めた理由及びVE提案に基づく入札を否とした理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに競争参加資格確認申請書の提出先へその旨を記載した書面を提出して行うこと。

入札執行の日時： 年 月 日 ()

〃 場所：

様式第7号(その2) (第9条関係)

競争参加資格確認通知書

第 号
年 月 日

共同企業体の名称 _____

代表構成員の商号・
名称及び代表者名 _____ 様

南島原市長 団

先に申請のあった下記の工事に係る競争参加資格について、確認したので通知します。

記

入札公告日			
工事番号			
工事名			
競争参加資格の有無	有		
	無		
	競争参加資格がないと認めた理由		
入札保証金		契約保証金	

なお、競争参加資格がないと通知された者及びVE提案に基づく入札が否と通知された者は、南島原市に対して競争参加資格がないと認めた理由及びVE提案に基づく入札を否とした理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに競争参加資格確認申請書の提出先へその旨を記載した書面を提出して行うこと。

入札執行の日時： 年 月 日 ()

// 場所：

様式第8号(その1) (第15条関係)

年 月 日

南島原市長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ ㊟

事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書

下記の工事に係る競争参加資格審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請いたします。

なお、公告された資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事番号
工事名

3 工事場所 市 町 地内

4 提出書類

- (1) 同種工事の施工実績表(様式第3号) 別添のとおり
- (2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号) 別添のとおり
- (3) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの 別添のとおり

様式第8号(その2)(第15条関係)

年 月 日

南島原市長 様
共同企業体の名称 _____

代表構成員の住所、
商号・名称及び
代表者名 _____ ㊟

その他の構成員の住所、
商号・名称及び
代表者名 _____ ㊟

事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書

下記の工事に係る競争参加資格審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請いたします。
なお、公告された資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事番号
工事名

3 工事場所 市 町 地内

4 提出書類

- (1) 同種工事の施工実績表(様式第3号) 別添のとおり
- (2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号) 別添のとおり
- (3) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの 別添のとおり

様式第9号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

南島原市長 印

落札者決定通知書

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していましたが、審査の結果、落札者が決定しましたので通知します。

つきましては、落札者は 年 月 日までに契約関係書類を提出してください。

記

- 1 入札公告日 年 月 日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所 市 町 地内
- 4 工事日数
- 5 入札執行の日時 年 月 日
- 6 落札者名
- 7 落札金額

様

南島原市長 印

競争参加資格要件不適格通知書

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していましたが、審査の結果、貴社は競争参加資格がないと認めましたので通知します。

記

- 1 入 札 公 告 日 年 月 日
- 2 工 事 番 号
工 事 名
- 3 工 事 場 所 市 町 地内
- 4 入 札 執 行 の 日 時 年 月 日
- 5 競争参加資格がないと認めた理由

なお、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある場合には、当該理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、年 月 日までに競争参加資格確認届出書の提出先へその旨を記載した書面を提出して行うこと。

様

南島原市長 印

落札候補者決定通知書

さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定を保留していますが、貴社が落札候補者に決定しましたので通知します。

つきましては、 年 月 日までに関係書類の提出をお願いします。

記

1 入 札 公 告 日 年 月 日

2 工 事 番 号
工 事 名

3 工 事 場 所 南島原市 町

4 入 札 執 行 の 日 時 年 月 日

5 提 出 書 類

- (1) 同種工事の施工実績表 (様式第 3 号) 別添のとおり
- (2) 配置予定技術者等の資格及び工事経験表 (様式第 4 号) 別添のとおり
- (3) その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの 別添のとおり